

請の処理に要する時間を短縮したり、さらに、受給者への近代的なサービスを作り出すことができる。

オーストリアの疾病保険制度は、きわめて悪い財政状態に置かれている。現在では、その状態は最高拠出率を引上げて、若干の改善を図ることができるし、また、その結果として、現金による疾病給付や家族給付の支給率を引上げることも可能となるであろう。悪化した財政状態は、とくに、医療、病院医療および薬剤の費用が急激に上昇しているということに帰因する。

医療の費用が上昇したのは、次の3つの主要な原因による。

- (a) 専門医の数が増大したのに、国内の医師の数はすでにかなり不足しており、しかも、都市における一般医の数も減少している。
- (b) 現在まで、医師会の医療報酬政策は大成功を収めてきた。
- (c) 専門医の数が増加し、かつ人間の平均余命が絶えず長くなり、その結果とし、医療の需要がますます多くなっている。

病院医療の支出は絶えず増大しているが、オーストリアの病院制度は改革の必要を迫られている。その理由は、その病院制度は近代的な医療にとって必要な諸条件をもはや満たし得ないし、また、その財政的な基盤は維持できなくなっているからである。老人ホームで提供される世話の代りに、病院医療に対する依存が大幅に強くなり、それによって生じるある追加的な負担が疾病保険制度に課せられている。

薬剤費の増加には各種の理由があるが、次の諸要素のために、あらゆる分野で薬剤費が上昇している。

- (a) 人びとが長生きになっている。
- (b) 薬剤産業による広告に支出された数百万の金は、丸薬マニアの増大をもたらしてしまった。
- (c) 健康保護に用いる予防的手段は、より一層大きな重要性をもつものと考えられる。

財政的な圧力を取除く手段として、次のような手段が考えられる。

- (a) 管理・運営の統合と簡素化。
- (b) 最高拠出率の引上げ。
- (c) 患者による医療費の一部負担。
- (d) 処方料金の引上げ。
- (e) 疾病保険の現金給付に同調させた災害保険の現金給付の引上げ。
- (f) オーストリア疾病保険制度の長期的な再編成。

Aktuelle Probleme der Österreichischen Krankenversicherung, Die Betriebskrankenkasse, No. 2, 1971, pp. 38 – 40: No. 111, '71.

年金改革と労働基金の提案

J. Varkerisser

(オランダ)

本稿には、年金改革にかんする問題が論述されている。労働基金のある調査委員会は、年金問題の中間報告で、補足的年金の改正に対する最終的な提案が決

定される以前に決定されなければならない3つの問題を挙げている。

この改正はすべての俸給取得者と賃金取得者を対象とするある強制的な補足的年金の導入を意味することになるであろう。その導入は年金の財源調達方式、および異なった制度間において財政的補償を行なう仕組みと関連をもっている。

前述した調査委員会はある評価要素をもつ投資方式の財源調達を予想している。65歳まで年金の財源調達は投資にもとづいて行なわれるが、支払われる年金の指數調整は拠出義務を有するすべての俸給取得者と賃金労働者にかんする評価にもとづいて行なわれることになるだろう。このような調整は全国的な貯蓄に対する年金基金の寄与を逆に作用させるようなことをしない。調査委員会は物価指数に年金を結びつけようとしている。これに要する費用は評価原則の採用により財源を調達されるので、賃金との結びつきを実施するのは比較的に容易であろう。

調査委員会は複数の管理・運営に賛成の意を表しているが、その管理・運営は、当面問題とされている分野で職業別の年金基金、企業の基金および私的保険を維持することである。各保険者はなんらの利潤をも得ないで補足的年金保険制度を管理してきた。複数の管理・運営は約800の機関が次の事項について責任を負うこと意味している。

- (a) 新規定の実施によって加入する以前に取得された権利の精算。
- (b) 新らしい権利の管理。
- (c) 新規定から生ずる権利の上にさらに追加して取得した権利の整理。

年金制度の費用は企業もしくは産業の俸給や賃金の構造、および年齢構成のピラミッドによって左右される。調査委員会は収入や年齢の諸要素から生ずる相違が正当化されないことを明確に理解し、その委員会は年金に要する毎年の費用と

「過去勤務」にもとづいて全国的な補償を行なうあるシステムを考案した。新規定から生ずる費用は、当然それら新規定の条文によって左右される。収入の8—10%の拠出が必要で、事実上の金額は年金の水準、収入の上昇、および（物価もしくは収入による）指數調整の方法によって決定される。

新規定が実施されることになれば、すべての俸給取得者と賃金労働者は、過去の俸給や賃金（ある上限を限度として）の70%に相当する年金の受給資格を取得するであろう。この比率は国民年金を含んでおり、国民年金は新規定の実施以前における最低保証収入の水準まで引上げられるであろう。

調査委員会が最終的にまとめた詳細な勧告を提出するのは、少なくとも1年後であろう。

※ 社会的な問題に対するある合同の諮問委員会で、とくに賃金政策をより多く取上げている。

*Het pensioenvoorstel van de Stichting van de Arbeid,
Economisch Statistische Berichten, № 2, 790, 24 March 1971,
pp. 271—273: № 128, '71.*

以上4編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対する
ISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、
*Social Security Abstracts*より採用した

（平石長久　社会保障研究所）